

28文科高第1010号  
平成29年2月20日

各 公 私 立 大 学 長  
大学を設置する各地方公共団体の長  
各 公 立 大 学 法 人 の 理 事 長  
大学を設置する各学校法人の理事長 殿  
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役  
放 送 大 学 学 園 理 事 長

文部科学省高等教育局長  
常 盤 豊

(印影印刷)

臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とする薬学を履修する  
大学の設置等の認可の申請手続等について（通知）

「大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成18年文部科学省令第12号）」（以下「手続省令」という。）第2条第3項、第3条第3項及び同条第9項に基づき、臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とする薬学を履修する大学の設置等の認可の申請又は届出の際に提出することとしている「薬学実務実習に必要な施設の概要等を記載した書類」について、下記第一及び第二のとおり取り扱うこととしましたので、十分御留意願います。

また、実務実習施設の確保、実務の経験を有する専任教員、適切な学科名称に関する判断の観点等については、大学設置・学校法人審議会の意見を踏まえ、引き続き下記第三のとおりとしておりますので、適宜御活用願います。

なお、本通知に伴い、「臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とする薬学を履修する大学の設置等の認可の申請手続等について（20文科高第926号、平成21年3月9日付け高等教育局長通知）」は廃止します。

## 記

第一 手続省令第2条第3項、第3条第3項及び同条第9項の規定による「薬学実務実習に必要な施設の概要等を記載した書類」について

1 各大学が独自に薬学実務実習施設を確保する場合

(1) 「薬学実務実習に必要な施設の概要等を記載した書類」として、次に掲げる書類を提出すること。

- ① 実習施設に関する総括表（別紙様式1）
- ② 実習施設の概要（病院）（別紙様式2-1、2-2）
- ③ 実習施設の概要（薬局）（別紙様式3-1、3-2）
- ④ 大学と実習施設との連携体制

大学と個別の実習施設との間における指導方法、評価方法に係る具体的な連携方策を説明すること（様式自由）。

- ⑤ 実習施設の使用承諾書（別添作成例1）

実習施設の開設者又は管理者から、当該申請に係る申請者又は当該届出に係る届出者宛てに作成すること。

2 大学と実習施設との間の調整を行う機関（以下「調整機関」という。）が薬学実務実習に必要な施設の確保に係る調整を実施する場合

(1) 「薬学実務実習に必要な施設の概要等を記載した書類」として、次に掲げる書類を提出すること。

- ① 調整機関からの調整実施に係る承諾書（別添作成例2）

調整機関の責任者から、当該申請に係る申請者又は当該届出に係る届出者宛てに作成すること。

- ② 大学と実習施設との連携体制の整備計画

大学と実習施設との間の指導方法、評価方法に係る連携についての計画を記載すること（様式自由）。

(2) この場合においては、実務実習を開始する年の前年の6月30日までに、次に掲げる書類を、高等教育局高等教育企画課大学設置室へ20部（正本1部、副本19部）提出すること。（提出方法は別添作成例3参照）

- ① 実習施設に関する総括表（別紙様式1）
- ② 実習施設の概要（病院）（別紙様式2-1、2-2）
- ③ 実習施設の概要（薬局）（別紙様式3-1、3-2）
- ④ 大学と実習施設との連携体制

大学と個別の実習施設との間における指導方法、評価方法に係る具体的な連携方策を説明すること（様式自由）。

⑤ 実習施設の使用承諾書（別添作成例 1）

実習施設の開設者又は管理者から、当該申請に係る申請者又は当該届出に係る届出者宛てに作成すること。

第二 臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とする薬学を履修する大学の設置等の認可の申請又は届出の際に提出した、「薬学実務実習に必要な施設の概要等を記載した書類」の内容に変更が生じた場合について

(1) 提出書類

本通知第一 1 (1) 又は第一 2 (1) の書類について、設置認可申請又は届出時から変更した部分を朱書きで見え消し修正し、変更理由書（様式自由）を添えて提出すること。なお、書類のうち、変更が生じていないものについても、併せて、設置認可申請又は届出時に提出した書類のまま提出すること。

(2) 提出部数

20部（正本1部、副本19部）

(3) 提出時期

実務実習を開始する年の前年の6月30日まで

(4) 提出方法

別添作成例3参照

(5) 提出先

高等教育局高等教育企画課大学設置室

第三 薬学実務実習に必要な施設の確保、薬剤師としての実務の経験を有する専任教員、薬学分野における学部及び学科の名称並びに学位の名称について

薬学実務実習に必要な施設の確保、薬剤師としての実務の経験を有する専任教員については、大学設置基準等に規定しているが、その判断の観点について別添のとおり取り扱うものとする（別添1及び別添2）。

また、薬学分野における適切な学部及び学科の名称並びに学位の名称については、大学設置基準及び学位規則を踏まえ、別添のとおり取り扱うものとする（別添3）。

（本件担当）

高等教育局高等教育企画課大学設置室

電話：03-5253-4111（内線2486）